

5. 免許状授与・申請手続等について

(1) 授与・申請手続きについて

免許状の授与を受けようとする者は、住所地の都道府県教育委員会に申請することとなる。本学の申請方法には、本学が在学生の免許状を一括して東京都に申請する「一括申請」（年度末3月の卒業（修了）時に交付）と、学生個人が住所地の都道府県教育委員会に直接申請する「個人申請」がある。

【一括申請】

年度末3月の卒業（修了）時に免許状の授与を希望する場合には、東京都教育委員会に対して、本学を通して免許状授与の申請をすることができ、これを「教育職員免許状大学一括申請」という。申込受付は例年7月頃、所属学部・研究科等の教務担当係で行われるので、掲示・HP等を確認しておくこと。

ただし、「教育職員免許状大学一括申請」には、申請資格要件があるため、申請の可否や手続き期間等も含めた詳細については、事前に所属学部・研究科等の教務担当係に問合わせて確認すること。

「教育職員免許状大学一括申請」を行った者は、所定の手続きを不備なく行い、東京都教育委員会の審査に合格した場合に、3月の卒業（修了）日以降に所属学部・研究科等において免許状が交付される。

【個人申請】

学生個人が、住所地の都道府県教育委員会に直接申請をする。申請の手続きは、都道府県教育委員会によって異なり、免許状の交付までに時間がかかることや、受付停止期間を設けている場合も多いので、事前に関係するHPを確認、また、教育委員会の担当窓口へ相談するなどし、十分に確認しておくこと。

(2) 証明書について

免許状の授与を受けようとするにあたって、「学力に関する証明書」（教免法上の認定科目の修得状況等を証明する書類）の発行を各部局の担当係に依頼する必要がある。部局や発行時期により、証明書の発行まで時間がかかる場合があるため、あらかじめ確認しておくこと。また、他大学等で教育職員免許状にかかる単位を修得している場合は、あらかじめ当該大学等において「学力に関する証明書」を取得しておくことが望ましい。